

【児童生徒のあずかりについて】

- 1 あずかりの期間は？
臨時休業期間中（申し込み書提出後、学校が認めた日から）

- 2 あずかりの対象者であるかの判断は？
 - ・ 保護者に伝えること
→ 本来は家庭で見守ることをお願いしており、あずかりが前提ではないこと。
登下校中の事故やあずかり中の感染についての責任は負えないこと。
 - ・ 1～3年生で、一人で家にいることが困難だという状況にあるか。
 - ・ 特別に配慮を要する児童生徒であるか。
 - ・ 学校が対応できる人数であるか。※ 学校が下した判断を、委員会が判断したものとしてよい。
判断に悩んだ場合は、管理職から教育委員会へ問い合わせる。

- 3 あずかり児童生徒の保険は？
日本スポーツ振興センター対象（学校管理下）

- 4 参加児童生徒の確認は？
参加者名簿等により管理する。

- 5 登下校は？
登下校については、保護者の責任によるものとする。

- 6 あずかりの時間の過ごし方は？
見守りを基本とする。自学や読書をして過ごす。
必要なものは各自で準備する。

- 7 あずかりの場所は？
教室や図書室等
児童生徒数に応じて、いくつかの教室を使用する。
1教室あたり10名程度

- 8 学習指導補助員、学校司書、ALTも見守り可能か？
勤務時間内において見守り可能とする。